

# 寝屋川市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

寝屋川市教育委員会

## 大阪府及び文部科学省の方針について

平成 30 年 6 月 18 日に発生した、大阪府北部地震をはじめ、相次ぐ非常変災、さらには登下校中の子どもたちが犯罪被害に遭う事案が全国で発生していること等に対応すべく、保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話の GPS 機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について、大阪府により、「小中学校の携帯電話に関するガイドライン」が策定されました。

また、文部科学省からは「小学校」、「中学校」における携帯電話の取扱いについて、次の方針が示されました。

### 「小学校」

- ①携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ②携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（※1）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童による携帯電話（※2）の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。

※1 例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど

※2 例えば、子ども向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など

### 「中学校」

- ①携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

なお、その際、上記「小学校」の②に示したように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。

あるいは、学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、下記の②に示すように、一定の条件のもとで持込みを認めるべきであること。

- ②学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限り、持込みを認めるべきであること。

このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないように、家庭や地域と

連携しつつ、配慮すること。

- (1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。
- (2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
- (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。
- (4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。

## 寝屋川市立小中学校における携帯電話の取扱いについて

大阪府のガイドライン・文部科学省の方針を受け、寝屋川市では、市立各中学校の生徒会代表による、中学生サミットを開催し、携帯電話やスマートフォン、インターネット等の使用についての議論を行いました。その議論の中で、

「学校に持ち込むことについてはデメリットが多いが、地震など、災害時での使用については有効であるので、ルールを守り、持ち込んでもよいのではないか。」

「携帯電話の使用について、自分たちだけでは制限できないことがある。家庭でフィルタリングやルールを決め、家族にも制限することについて協力してもらい、助けてもらいながら使っていきたい。」

などの意見が出されました。その中学生サミットの議論を基に、寝屋川市立小・中学校校長会・寝屋川市立校園PTA協議会・寝屋川市青少年指導員会等より意見をいただき、寝屋川市教育委員会として、携帯電話の持込みについて、

- ・小学校では、「原則禁止」としながらも、例外的に持込みを認めることができる。
- ・中学校では、「原則禁止」としながらも、文部科学省が示す4つのルールを守ることを前提とし、学校と生徒・保護者との間で合意がなされた場合は、持込みを認めることができる。

との方針を定め、本ガイドラインを策定いたしました。

なお、携帯電話の持込みについては、「同意確認書」による申請を行い、学校と協議の上、許可を得るものとします。

### 【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
- (2) 校内では、携帯電話を使わない。
- (3) 校内では、ランドセル・かばん等での保管等、学校の指示に従う。また、学校の指示があるとき以外は、決して出さない。
- (4) 登下校中は、携帯電話はランドセル・かばん等の中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。

- (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をランドセル・かばん等から出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
- (6) 校内における携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者が責任を持つ。  
※災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

## 【適切な使用に関すること】

### 1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- (2) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- (3) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (4) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (5) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (6) SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。

※これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

### 2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話を持たせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないように、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能な携帯電話やスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。  
また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。